

県立高等学校の適正配置に関する検討について(案)

1 適正配置に関する検討

今後概ね10年ごとに、教育委員会会議臨時会（以下、「臨時会」という。）において、県立高等学校の現状と課題を整理し、教育内容や教育環境の充実を図るための学校・学科の配置の適正化（以下、「適正配置」という。）について検討を行うこととする。

2 策定する計画等

平成30年2月を目途に、今後概ね10年間の県立高等学校の適正配置に関する基本方針をとりまとめ、その後、基本方針を踏まえて平成30年6月を目途に「奈良県立高等学校適正配置計画」を策定する。

3 その他

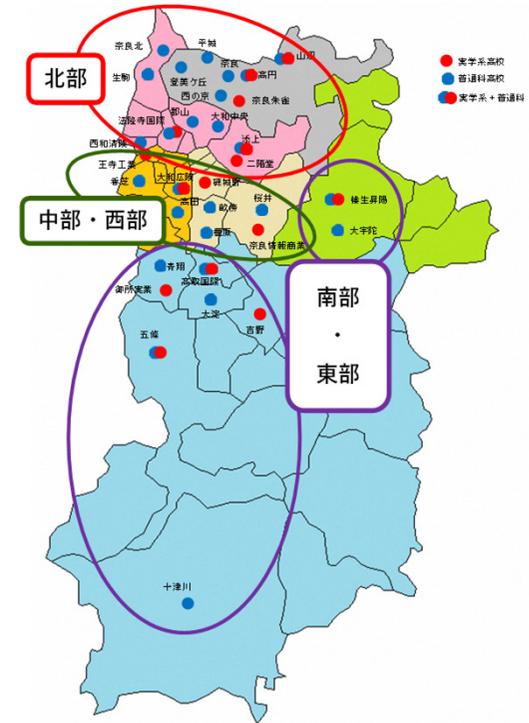
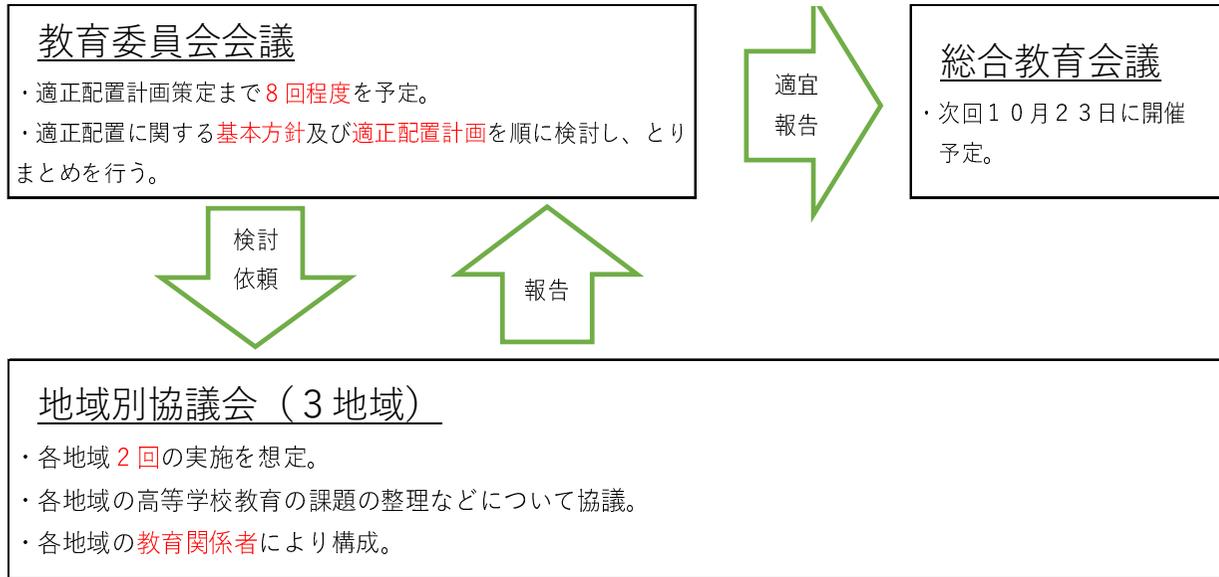
臨時会での議論を深めるため、以下のヒアリング及び地域別協議会を実施する。

- (1) 臨時会において、高等学校の各学科の関係者等からのヒアリングを実施する。
- (2) 地元教育関係者から意見聴取を行うため、県内を3ブロックに分けて地域別協議会を開催する。

県立高等学校の適正配置に関する検討スケジュールについて（案）

29.10.3 教育委員会会議臨時会資料 教育振興大綱推進課

1 検討体制



2 検討スケジュール（予定）

年度	29						30			
	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
内容	県議会	文教くらし委で検討予定について答弁					文教くらし委で基本方針説明			本会議で計画案を提案
	教育委員会会議	定例会で検討予定について審議	臨時会で検討方針について審議	臨時会で各学科関係者等からヒアリング	臨時会で地域別協議会報告	臨時会で基本方針審議	臨時会で基本方針議決	臨時会でパブリックコメント結果検討	臨時会で計画案審議	
	地域別協議会			地域別協議会実施		地域別協議会実施				
	その他						パブリックコメント実施			

奈良県立高等学校の適正配置検討地域別協議会の設置について（案）

1 設置

奈良県立高等学校の配置について、地域毎の課題や今後の望ましい在り方などについて、様々な角度から意見を交換してとりまとめ、奈良県教育委員会が行う議論の参考とすることを目的として、奈良県立高等学校の適正配置検討地域別協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 期間

要綱施行の日から適正配置計画策定時まで

3 組織

(1) 協議会を設置する地域は以下のとおりとする。

- ① 北部（奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、生駒郡）
- ② 中部・西部（大和高田市、橿原市、桜井市、香芝市、葛城市、磯城郡、北葛城郡）
- ③ 南部・東部（五條市、御所市、宇陀市、山辺郡、宇陀郡、高市郡、吉野郡）

(2) 協議会は、地域内の各市及び郡の中学校長、奈良県PTA協議会代表をもって組織する。

4 事務局

- (1) 協議会の事務局は、県教育委員会に置く。
- (2) 事務局内に、各地域の協議会担当者（奈良県教育委員会事務局教育次長または参与）を置く。
- (3) 協議会の庶務は、奈良県教育委員会事務局教育振興大綱推進課において処理する。

5 会議の招集等

- (1) 協議会は奈良県教育長が招集する。
- (2) 協議会の進行は事務局が担当する。

奈良県教育委員会ヒアリングの実施について（案）

1 ヒアリング対象者

県立高等学校関係者（各学科等関係者、高等学校PTA協議会代表等）

2 ヒアリング方法

以下の(1)(2)のいずれかの方法で実施する。

- (1) ヒアリング対象者からの直接説明
- (2) 提出文書を基にした県教育委員会事務局職員からの説明
※説明15分程度、質疑5分程度

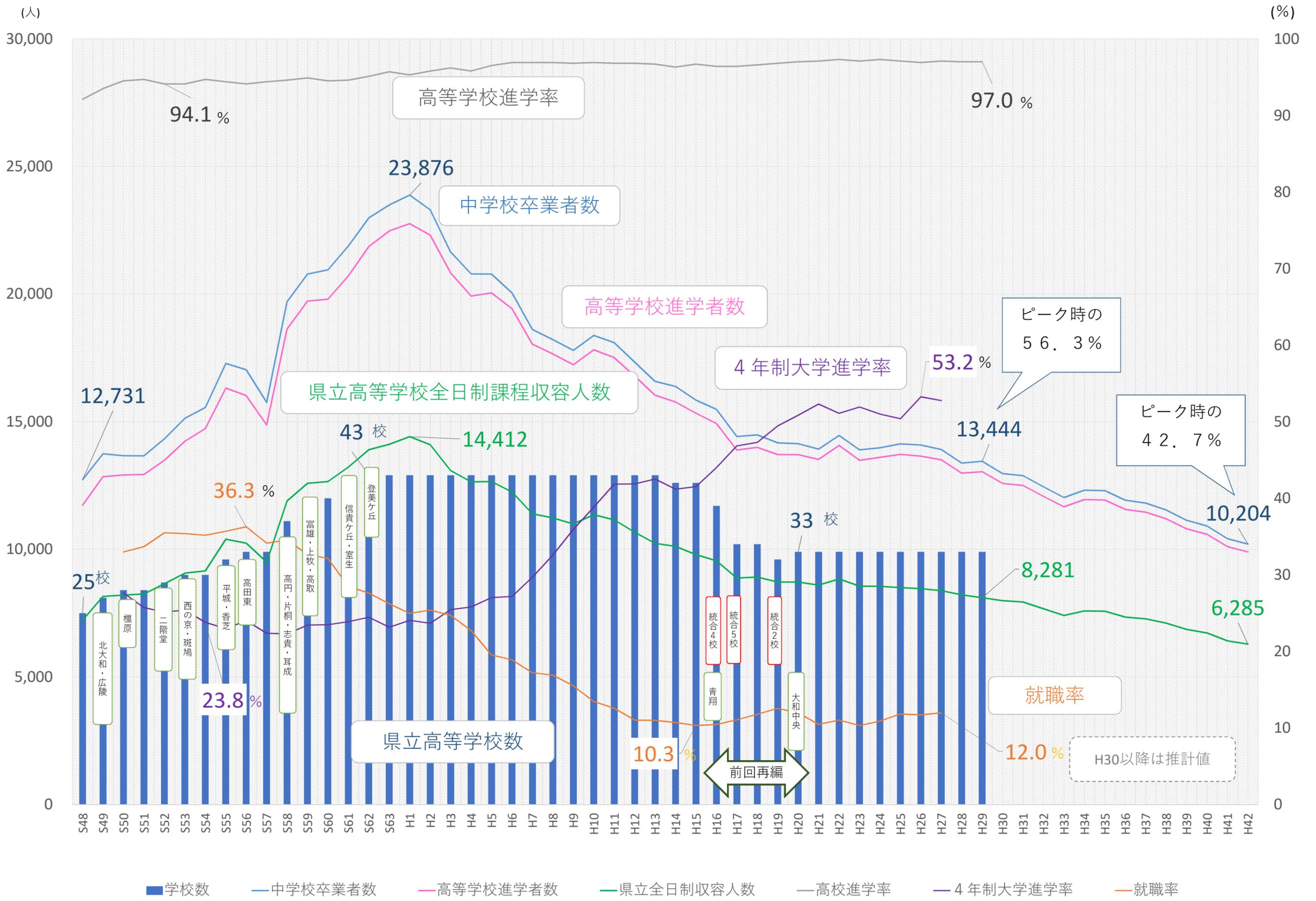
3 日程

10月31日（火）または11月30日（木）の教育委員会会議で実施

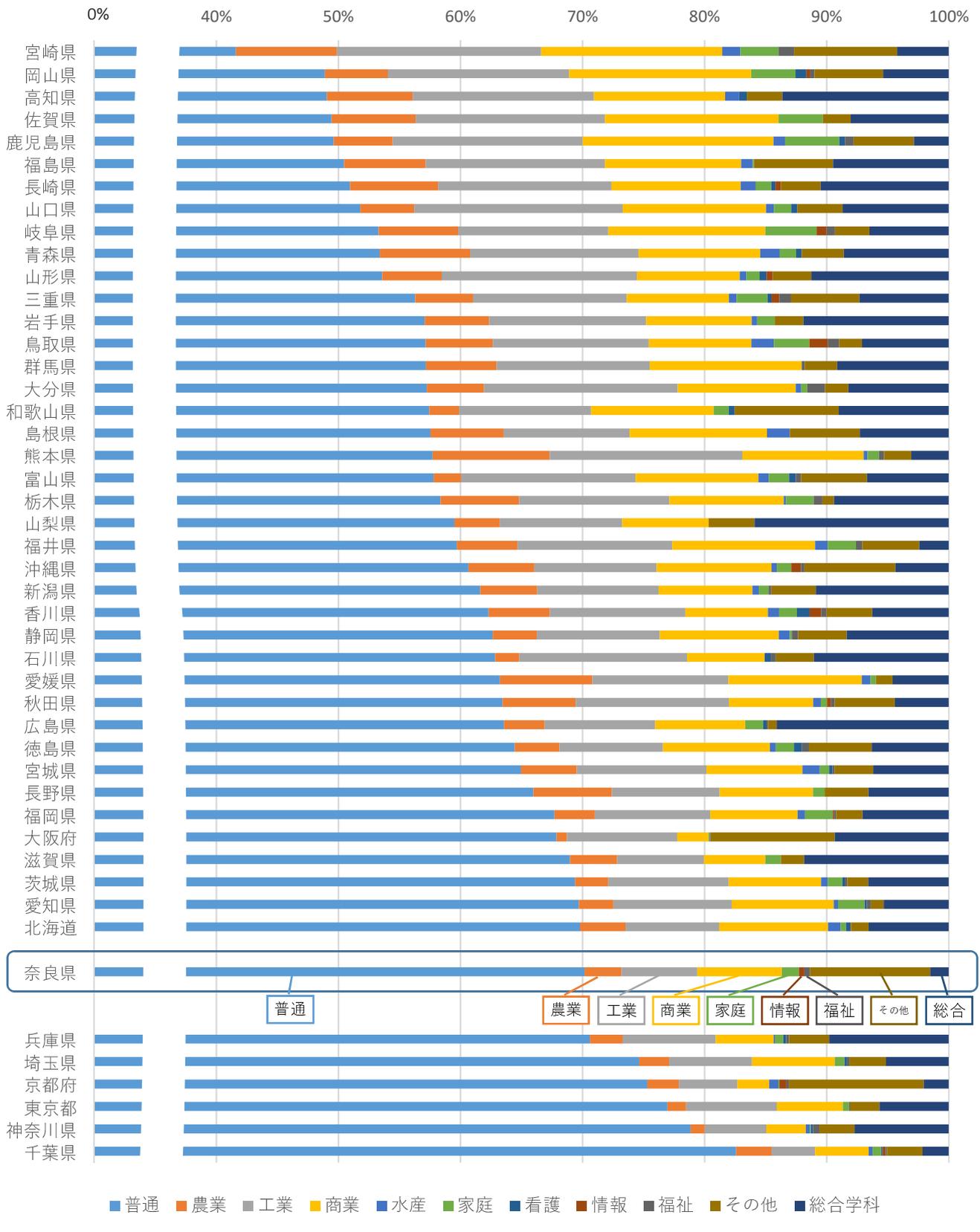
4 その他

- ・各ヒアリング対象者は、ヒアリング内容についてまとめた資料（様式自由）を作成し、実施日の3日前までに教育振興大綱推進課に送付する。

中学校卒業生数等の推移



各都道府県における学科別生徒数の比率 (平成28年度公立全日制)



学科等	普通	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	福祉	その他	総合学科
奈良県	70.2%	3.0%	6.2%	6.9%	0.0%	1.4%	0.0%	0.5%	0.4%	9.9%	1.5%
全国	66.0%	3.7%	9.7%	7.6%	0.4%	1.1%	0.2%	0.1%	0.3%	3.8%	7.1%

※平成28年度学校基本調査より